

# 第 3 章

## 薬局における災害対策マニュアル

(この章を参考にして、各薬局独自の  
災害対策マニュアルを作成しておくこと)

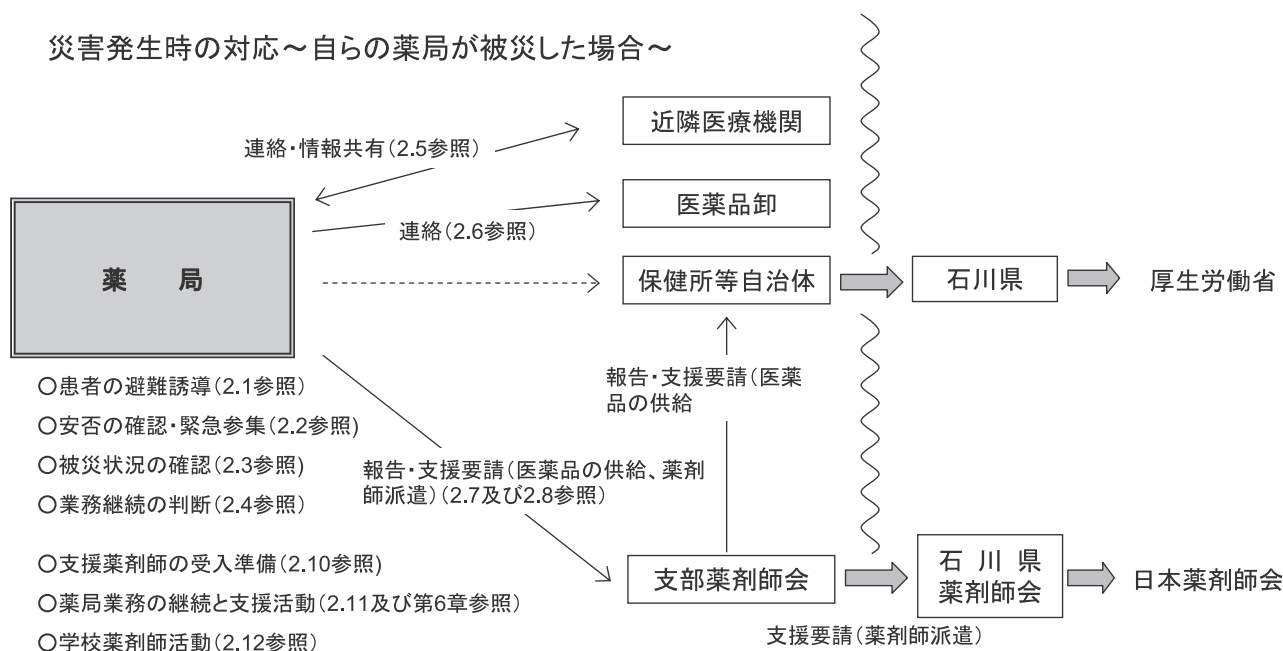
第1章では石川県薬剤師会本部、第2章では石川県支部薬剤師会における平時からの備えや発災時の対策、連携について記載した。そこで、第3章では各薬局が、平時より発災時を想定して準備すべき災害対策について記載したので、この章を参考にして、各薬局の体制にあった災害対策マニュアルを作成していただきたい。

## 第3章 薬局

### 主な平時の準備

- 災害時連絡先一覧表の作成(1.1参照)
- 近隣医療機関・薬剤師会との連携(4.2参照)
- 卸との医薬品供給体制の確認(4.2参照)
- 患者教育(薬識をもたせる、災害時の連絡方法)と要支援患者の把握(4.4参照)
- 備蓄医薬品の選定、リスト作成(1.3参照)

### 災害発生時の対応～自らの薬局が被災した場合～



## 1. 直ちに取り組むべきこと

災害発生後、被災地の薬局には被災者に対する組織的な医薬品の供給、医療救護所での支援活動など、災害時医療救護における多くの役割が求められるが、こうした活動を円滑に行うためには、薬局自身の被災を最小限に止めることが重要であり、地域の薬局はそのための諸施策を平時に講じておく必要がある。

以下に、地域の薬局が平時において直ちに取り組むべき事項を列記する。

### 1.1 災害時連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧(携帯電話番号、メールアドレス)等を作成し、従事者に周知する
2. 災害時の連絡方法や集合場所、休日・時間外に災害が発生した場合に緊急参集する者を決定するなど、災害時の対応を決めておく
3. 薬剤師として出動する場合に備え、震災時の出動許可をあらかじめ薬局開設者より得ておく

## 第3章

### 1.2 ライフラインの確保

#### 1. 通信手段

- ① 複数の手段を確保する（衛星携帯電話、固定電話、FAX、インターネット、PHS、携帯電話、中距離通話用簡易無線など）

#### 2. 電気

- ① 停電時の非常用電源を確保する（非常用自家発電装置（災害時に拠点となる薬局のみ）、蓄電池（バッテリー電源）、各種乾電池の備蓄）
- ② メンテナンス会社との復旧工事の優先契約を結ぶ

#### 3. 燃料

- ① 3日分程度の燃料（ガス、ガソリン、灯油等）を常備する
- ② 災害時の燃料の優先確保や復旧について、ガソリンスタンド等と契約する

#### 4. 水

- ① 飲料水、配水車からの給水の受入れ容器（ポリタンク等）を常備する

#### 5. 交通手段

- ① 自転車、バイク、自動車等を確保する

### 1.3 医薬品等の確保

#### 1. 医療用医薬品の備蓄・管理

- ① 最低限3日分程度の在庫を持つように努める
- ② その他、薬剤関連資材についても、同様の備蓄に努める（資料3）

2. 一般用医薬品や衛生材料等についても、災害時の地域のニーズに応じるため、十分な量を備蓄するように努める

### 1.4 防災用品の確保

#### 1. 防災用品を常備する

- ① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する

## 2 災害発生時の対応 —自らの薬局が被災した場合—

災害発生後、薬局薬剤師として最も優先すべきは、患者の安全確保と負傷者の救助である。

また、処方せん受取率が全国平均で65%近くになるうとしている今日、地域の医薬品供給体制において薬局の存在は不可欠となっており、地域の薬局が崩壊することは地域の医療提供体制そのものが崩壊することにも繋がりがかねない。東日本大震災では、被災地の薬局に薬を求める被災者が殺到した。

被災地の薬局は、支部薬剤師会を通じて保健所等自治体へ自らの被災状況を報告するとともに、薬剤師の派遣や医薬品の供給について被災地外へ支援要請を行い、業務を継

続・再開する社会的役割が期待される。

## 2.1 患者の避難誘導

1. 自薬局内にいる患者の救護（手当て）、安全な場所への避難誘導（自治体が指定する避難場所など）を行う
1. 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者に連絡し、避難の支援を行う

## 2.2 安否の確認など

1. 従事者等（従事者、実習生、家族）の安否を確認する
2. 道路・交通事情等から、従事者の帰宅や翌日以降の出勤の可否を判断する（薬局内で待機、宿泊した方が安全な場合もある）
3. 休日・時間外に震災が発生した場合には、緊急に参集するかどうかを判断し、必要な従事者に連絡する

[緊急参集の対応例]

- ① 自宅等で被災した場合は、まずは自身と家族の安全を確保する
- ② 緊急参集を行うかどうかは、開設者が判断する
- ③ 被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、あらかじめ決めておいた緊急参集者の中で移動可能となった者は、原則として全員が緊急参集する

## 2.3 薬局（店舗）の状況の確認

1. ライフライン（通信、電気、水）及び構造設備を確認する
2. 燃料（ガス、ガソリン、灯油等）を確認する
3. 医薬品の状況（使用可能な医薬品）を確認する
4. 調剤機器や器具、その他消耗品（薬包紙、薬袋など）の状況を確認する
5. 近隣薬局の業務継続状況（または再開予定）を確認する

## 2.4 業務継続の判断など

1. 出勤可能な従事者や薬局（店舗）の被災状況から、薬局として業務を継続できるかを判断する
2. あらかじめ災害時に地域の拠点薬局となることになっていた薬局では、薬局業務を継続するために、薬剤師の派遣や医薬品の供給について外部へ支援を要請するかを検討し、必要な場合は所属の支部薬剤師会（または石川県薬剤師会）へ連絡する
3. 業務継続が不可能な場合には、その旨を連絡し、可能な範囲で、他施設への支援や薬剤師会の行う救援活動への参加協力等を申し出る
4. 薬局の業務継続状況（または再開予定）の情報を、患者に広く広報する

5. 自薬局を閉鎖する場合は、可能な範囲で他施設への支援や薬剤師会の行う救援活動への参加協力等を行う

薬局の迅速な再開が地域における医療の復旧を促進します

## 2.5 近隣医療機関への連絡・連携

1. 近隣医療機関の被害状況、診療状況（または再開予定）を確認する
2. 薬局の業務継続状況（または再開予定）を報告する
3. 人的な余力がある場合には、近隣病院において外部からの薬剤師の派遣を必要としているかを確認し、薬剤師が必要とされている場合には、支部薬剤師会で調整の上、薬剤師を派遣する（被災地の医療機関には患者が殺到するため、“自薬局をあえて閉鎖した上で医療機関薬剤部門の業務継続を優先して支援すべき場合がある”ので、支部薬剤師会または保健所等の要請を受ける）
4. 地域の医療事情について情報を共有する

## 2.6 取引医薬品卸への連絡

1. 被災地における医薬品の不足状況はどの程度なのか、医薬品供給ルートはどの程度機能しているのか、自薬局への配送はどの程度の頻度で可能なのかなどを確認する（災害拠点病院等を優先する場合もあるため、過度な要求は慎む）

## 2.7 保健所等自治体への報告

※ 薬局から保健所等自治体への報告は支部薬剤師会を経由して行うことを基本とするが、支部薬剤師会が機能しない場合は石川県薬剤師会がその任務を担う

1. 薬局（店舗）の状況
  - ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→原則として支部薬剤師会を経由して自治体へ必ず報告
  - ② 業務継続状況（または再開予定）→原則として支部薬剤師会を経由して自治体へ必ず報告
  - ③ ライフライン（通信、電気、水）の状況
  - ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物・劇物等の保管状況→自治体からの要請に基づき、被災1週間以降に報告
2. 支援要請の有無（医薬品の供給等）
3. 地域の医療事情など
  - ① 近隣医療機関の被害状況、診療状況（または再開予定）
  - ② 被災地の患者動向や医薬品等の需給状況
  - ③ その他被災地全般の状況（近隣の避難所の状況、交通事情やライフラインの状

況など)

## 2.8 支部薬剤師会への連絡

1. 薬局から保健所等自治体へ報告する内容 [2.7] を支部薬剤師会へ報告する
2. 自薬局の業務を継続するために外部からの薬剤師派遣を必要としているか
3. 薬剤師会が行う救援活動へ参加・協力することや近隣医療機関へ薬剤師を派遣することが可能かどうか

## 2.9 石川県薬剤師会への連絡

- ※ 薬局から石川県薬剤師会への連絡は、支部薬剤師会を経由して行うこととするが、支部薬剤師会が機能しない場合は石川県薬剤師会へ直接連絡する

## 2.10 支援薬剤師の受け入れの準備

1. 自薬局で、外部からの支援薬剤師を受け入れる場合には、(支部薬剤師会を通じて) 当該薬剤師の概要を把握する(氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等)
2. 当該薬剤師に対し、自薬局や現地の状況についての情報を提供する(支部薬剤師会を通じてもよい)

## 2.11 薬局業務を継続しながらの被災地における支援活動

1. 支部薬剤師会を通じて、可能な範囲で近隣医療機関へ薬剤師を派遣する
2. 支部薬剤師会を通じて、可能な範囲で被災地における医療支援や救援活動へ参加・協力する
3. 被災地における調剤等に関する厚生労働省通知等の入手方法を確認し、情報収集に努める(災害発生時には薬剤師会等を通じて確認する必要がある。)

## 2.12 学校薬剤師の活動

学校が避難所となった場合、当該施設の学校薬剤師は公衆衛生活動に積極的に参画し、指導的役割を果たすことが望ましい

1. 学校薬剤師は、自身が担当している学校(避難所)へ出動し、避難所における薬剤師会の活動について学校関係者と協議し活動する(学校が避難所になった場合の避難所管理者は、学校側ではなく市町村から派遣される)
2. 学校の授業再開に向けた環境衛生検査の実施においても、学校及び行政に協力する



### 3 災害発生時の対応 救援活動を行う場合（被災地外の薬局）

自らが被災せず、救援活動を行う場合には、個人的に被災地へ出動するのではなく、所属の薬剤師会に問い合わせ、その指示に従うことを原則とする。救援活動は、現地の情報を収集し、安全を確保した上で行う。

被災者を支援したい気持ちはあっても、個々の薬剤師がバラバラに被災地に出動した場合には、受け入れ側にかえって負担や迷惑をかけることになりかねない。以下に、被災地入りするための準備などを列記した。

#### 3.1 出発前の留意事項

1. 救援活動へ参加することについて家族の同意を得る
2. 薬局開設者の許可を得る
3. 安全の確保を優先する
  - ① 警察の設定する警戒区域や消防の設定する活動区域など、十分な安全が確認されていない状況には立ち入らない。また、これら地域に該当しなくても、余震の発生状況など被災地の安全性を確認し、自らの安全が確保できないと判断される時は、被災地での救援活動は慎む
4. 救援活動を行う上での留意事項を再確認する

#### 3.2 出発前の準備

1. 所属の支部薬剤師会を經由して石川県薬剤師会（非会員の場合は住所地の県薬）へ問い合わせ、必要事項（氏名、年齢、性別、住所、経歴、出動可能期間、緊急連絡用携帯電話番号等）を登録し、待機する
2. 所属の薬剤師会より出動要請があった場合は、出動先に関する情報の提供を受けるとともに、その指示に従う

## 4 平時の準備・防災対策

以下に、地域の薬局が平時に行うべき事項や防災対策等のポイントを列記する。

#### 4.1 構造設備の耐震化など

1. 増改築時に、建造物の耐震、対火、耐水等の強化を図る
2. 大型備品等の固定
  - ① 薬品庫、薬品棚等の床や壁面への固定を図る（例：錠剤棚、散剤棚、自動分包機、保冷庫に転倒防止用金具、突っ張り棒等の耐震用具を取り付けるなど）
  - ② 照明器具等の落下防止策を図る
3. 重要書類の保管（損傷、焼失、水損への防止対策）
  - ① 耐火金庫等へ保管する

- ② 半密閉式のスライド書架を利用し、水損に備える
- 4. 患者情報等データのバックアップ
  - ① 通常使用時のデータ保存とは別のバックアップデータを確保し、震災等で破損しない場所へ保管する
- 5. 冷暗所保管医薬品への対応
  - ① 停電に備え、冷暗所保管医薬品用の保冷剤を確保する
  - ② 災害時に拠点となる薬局では、非常用自家発電装置を設置する
- 6. 爆発性・引火性を持つ危険物質、混触発火を起こしやすい薬品類は、転倒防止設備の整った場所に他の薬品と区別して保管する
- 7. 麻薬及び向精神薬等の盗難防止対策を徹底する
- 8. 消火対策を万全にする（消火器の配備等）

#### 4.2 関係機関との協議

- 1. 災害発生時に連携が必要と考えられる近隣の医療機関と、災害発生時の対応について協議を行う
- 2. 取引医薬品卸と災害発生時の対応について協議を行う（災害時の医薬品供給・配送体制の確認）

#### 4.3 定期的な研修・教育

- 1. 断水、停電に備えた調剤の訓練
  - ① 断水・停電時に調剤を行えるような準備・訓練を行う
- 2. 近隣病院の薬剤部門における実習研修
  - ① 災害時に近隣医療機関の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、支部薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において実習研修を定期的に行う
- 3. 救急救命手法・技術の習得
  - ① 応急手当、ACLS、上級救命救急、AED使用手技、トリアージ法などについて手技・技術を習得する
- 4. その他
  - ① 消毒薬を確保し、災害時の取扱いを習得する
  - ② 安定ヨウ素剤、放射線障害関係の基礎知識を習得する
  - ③ 防災に関する基礎知識（初期消火の留意事項等）を習得する

#### 4.4 日常業務

- 1. 日常の業務において、患者に「薬識」を持たせるよう努める
  - ① 患者に対して、災害時に持ち出せるよう、薬剤情報提供文書を医薬品と一緒に



## 第3章

保管することを啓発する

- ② 慢性疾患患者を中心に、「お薬手帳」等により患者が自ら服薬管理を行うことを推奨する
2. 高齢者・障害者等の患者で、災害時に弱者となる在宅患者や個別疾患患者を把握し、災害時の避難支援に備える
    - ① 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者、服薬継続が必要な患者（インスリン、心疾患治療薬、抗HIV等）をリスト化する
    - ② 当該患者または家族等に災害時にどこに連絡すれば対処してもらえるのかを確認する
    - ③ 当該患者に対し、医療機関や薬局が機能しなくなった場合の対処方法や緊急連絡先をあらかじめ説明しておく
  3. 非常時に備え用意しておく医薬品等の啓発・相談等を行う
    - ① 非常持ち出し品に、常用している医薬品、保険証、お薬手帳（使用している医薬品の名称等を書いた紙）も必ず入れておくことを勧める

### 4.5 防災訓練の実施等

1. 災害発生時の患者の避難誘導等を含め、防災訓練を年1回程度実施する
2. 近隣の医療機関との連絡方法を確認する
3. 近隣の災害拠点病院を確認する
4. 自治体が指定する避難所の場所を確認する

### 4.6 学校薬剤師としての対策

- ※ 学校が避難所になった場合の避難所管理者は、学校側ではなく市町村から派遣される
1. 学校における災害対策マニュアル、避難所運営マニュアルを確認する
  2. 学校が避難所となった場合の協力体制についての学校側と協議する（災害時には必ず学校へ出動する）
  3. 避難所管理者と学校側の協議に参加し、助言する
  4. 学校における防災訓練へ参加・協力する
  5. 放射線及び安定ヨウ素剤に関する正しい知識の普及啓発に努める

### 4.7 災害対策マニュアルの見直しについて

少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成